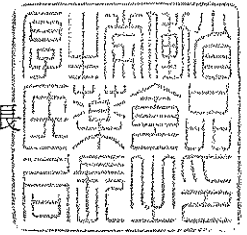


薬食発第 1210001 号
平成 19 年 12 月 10 日

各都道府県知事 殿

厚生労働省医薬食品局長



日本薬局方外標準品の製造・頒布の依頼について

日本薬局方標準品以外の国立医薬品食品衛生研究所標準品（医薬品等試験用標準品）については、平成 16 年 3 月 26 日付け薬食審査発第 0326021 号厚生労働省医薬食品局審査管理課長通知「国立医薬品食品衛生研究所標準品の製造・頒布の依頼について」をもって、従来、（財）日本公定書協会に製造・頒布を依頼してきたところである。

今般、下記の標準品の製造・頒布については、日本薬局方標準品を製造する者の登録に関する省令（平成 19 年厚生労働省令第 117 号）第 2 条第 1 項に定める標準品製造登録を受けた者が行うこととし、これらの標準品の名称を「日本薬局方外標準品」とすることとしたので、御了知の上、関係者に対する周知方お願いしたい。

なお、これをもって平成 16 年 3 月 26 日付け薬食審査発第 0326021 号厚生労働省医薬食品局審査管理課長通知は廃止する。

記

インドシアニグリーン
エストラジオール
エストロン
吉草酸ジフルコルトロン
ヒアルロニダーゼ
ヒト成長ホルモン
フルドロキシコルチド

なお、以下の標準品については、第 15 改正日本薬局方（日本薬局方を定める件（平成 18 年厚生労働省告示第 285 号））をもって日本薬局方標準品として収載されているため、日本薬局方外標準品から削除する。

下垂体性性腺刺激ホルモン、低分子量ヘパリン、マレイン酸メチルエルゴメトリン、融点測定用



官報

編集・印刷
独立行政法人国立印刷局

目次

〔政 令〕

○国民年金事業等の運営の改善のための国民年金法等の一部を改正する法律の一部の施行期日を定める政令 (三〇九)

○国民年金法施行令の一部を改正する政令 (三一〇)

○出入国管理及び難民認定法の一部を改正する法律の一部の施行期日を定める政令 (三一一)

〔省 令〕

○国民年金法施行規則の一部を改正する省令 (厚生労働一三三)

○海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律施行規則等の一部を改正する省令 (国土交通八六)

〔告 示〕

○天皇皇后両陛下は第二十七回全国豊かな海づくり大会に御臨席になる件 (宮内庁一一)

○指定統計を作成するために集められた調査票の使用に関する件 (総務五六〇、五六二)

○政党交付金の交付を受けるべき政党の名称及び平成十九年分として各政党に対して交付すべき政党交付金の額を公表する件 (同五六二)

○裁判外紛争解決手続の利用の促進に関する法律第五条の規定による認証をした件 (法務四八一、四八二)

○日本国に帰化を許可する件 (同四八三)

○日本薬局方標準品を製造する者を登録した件 (厚生労働三三三)

○厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律の施行に伴う存続組合が支給する特例年金給付等に関する政令第五条第二項の規定による農林水産大臣が指定する法人を指定する件 (農林水産一一二五)

○出願公表後に品種登録出願が拒絶された件 (同一二二六)

○電気工事士法第四項第二号の指定を受けた養成施設の廃止の届出があつた件 (経済産業二五六)

○宅地建物取引業法施行規則第十三条の十六第一号の規定に基づく登録実務講習の登録をした件 (国土交通二二二〇)

○平成四年建設省告示第七百九十一号の一部を改正する告示 (同一三二二)

○登録経営状況分析機関の登録の更新をした件 (同一三二二)

〔国会事項〕

〔人事異動〕

〔皇室事項〕

〔官庁報告〕

通 運

海軍補佐人の登録 (高等海難審判庁)

勞 働

争議行為の通知の公表について (厚生労働省)

労働保険審査官及び労働保険審査会法第五条の規定に基づく関係労働者を代表する者の候補者の推薦について (同)

〔資 料〕

閣議決定等事項

〔公 告〕

諸 事 項

官 庁

財団、有権者申出方、司法書士懲戒処分、信託受益権販売業者営業保証金取戻し関係

裁判所

相続、失踪、破産、免責、特別清算、再生関係

地方公共団体

教育職員免許状失効関係
会社その他

本号で公布された 法令のあらまし

◇国民年金事業等の運営の改善のための国民年金法等の一部を改正する法律の一部の施行期日を定める政令 (政令第三〇九号) (厚生労働省)
国民年金事業等の運営の改善のための国民年金法等の一部を改正する法律 (平成一九年法律第一〇号) 附則第一条第二号に掲げる規定の施行期日は、平成二〇年二月一日とすることとした。

◇国民年金法施行令の一部を改正する政令 (政令第三一〇号) (厚生労働省)
1 被保険者の保険料を立替えて納付する事務を行う指定代理納付者の指定要件を定めることとした。

2 この政令は、国民年金事業等の運営の改善のための国民年金法等の一部を改正する法律 (平成一九年法律第一〇号) 附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日 (平成二〇年二月一日) から施行することとした。

◇出入国管理及び難民認定法の一部を改正する法律の一部の施行期日を定める政令 (政令第三一一号) (法務省)
出入国管理及び難民認定法の一部を改正する法律 (平成一八年法律第四三三号) 附則第一条第三号に掲げる規定の施行期日は、平成一九年一月二〇日とすることとした。

法務省

九

九

九

五

四

三

三〇

二〇

二〇

二〇

二〇

二〇

住所 広島市安芸区郷野西 3 丁目 9 番 10 号
徐國夫 昭和 17 年 2 月 10 日生
延孝子 昭和 25 年 3 月 18 日生
徐政祥 昭和 51 年 12 月 30 日生
徐政 昭和 54 年 4 月 13 日生
住所 東京都葛飾区柴又 2 丁目 22 番 1 号 501 号
趙忠思 昭和 51 年 1 月 14 日生
住所 福岡市東区八田 1 丁目 10 番 5 号
藤野洪 昭和 39 年 10 月 21 日生
住所 千葉県市川市原木 2 丁目 7 番 19 号
金貴裕 昭和 49 年 9 月 18 日生
住所 岐阜県岐阜市古橋 1750 番地 1
張寛之 昭和 42 年 3 月 4 日生
住所 和歌山県田辺市南新方 28 番 30 号
南冠 昭和 59 年 12 月 5 日生
住所 神奈川県平塚市南金田 1 番地 7
金泉源 昭和 19 年 12 月 19 日生
葛英延 昭和 24 年 2 月 15 日生

○農林水産省告示第 1215 号
厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組
合法等を廃止する等の法律の施行に伴う存続組合が支給する特例年金給付等に関する政令（平成十四
年政令第四十五号）第五條第二項の規定により農林水産大臣が指定した法人の名称及び住所並びに厚
生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法
等を廃止する等の法律（平成十三年法律第百一十号）附則第五十七條第一項の規定により当該法人が権
利義務を承継した日の属する年月（当該法人が解散した場合にあつては、当該法人が権利義務を承継
した日の属する年月及び解散した日の属する年月の直前の年月）は、次のとおりとする。
なお、平成十四年六月二十六日農林水産省告示第千八百八十七号（厚生年金保険制度及び農林漁業団
体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律の施行に
伴う存続組合が支給する特例年金給付等に関する政令第五條第二項の規定による農林水産大臣が指定
する法人を指定する件）は、平成十九年十月十日限り、廃止する。
平成十九年十月十一日

- 一 大辺路森林組合 和歌山県西牟婁郡白浜町日置九百八十番地の一 平成十四年四月
- 二 西川広域森林組合 埼玉県飯能市大字阿須三百四十三番地の一 平成十四年六月
- 三 埼玉北部農業共済組合 埼玉県熊谷市大字三ヶ尻三百二十二番地 平成十四年六月
- 四 株式会社 J A 福井市人材サポート 福井県福井市湊四丁目六百六十六番地 平成十四年七月
- 五 旧すずし漁業協同組合 石川県珠洲市嶋島町不部六十二番地 平成十四年六月
- 六 松阪漁業協同組合 三重県松阪市中央町四百六十五番地 平成十四年六月
- 七 北河内農業協同組合 大阪府枚方市大境内町二丁目二番二号 平成十四年六月
- 八 大阪中河内農業協同組合 大阪府八尾市南小阪合町二丁目二番二号 平成十四年六月
- 九 大阪泉州農業協同組合 大阪府泉佐野市日根野四千四十番地の一 平成十四年六月
- 十 光大和森林組合 山口県光市中央六丁目一番一號 平成十四年六月
- 十一 水俣若北森林組合 熊本県水俣市小津奈木四百七十三番地の一 平成十四年六月
- 十二 天草地域森林組合 熊本県天草市楠浦町九百九十四番地の一 平成十四年六月
- 十三 株式会社ふるさと養蚕アグリム 秋田県横手市大字庄道北坂間十三番地 平成十四年七月
- 十四 羽生領島中領用排水路土地改良区 埼玉県羽生市大字上羽生四百六十二番地 平成十四年七月
- 十五 にいじま漁業協同組合 東京都新島村若郷三番地一 平成十四年七月
- 十六 株式会社日本農業新聞 東京都港区虎ノ門四丁目一番一號 平成十四年七月

○厚生労働省告示第 332 号
日本薬局方標準品を製造する者の登録に関する
省令（平成十九年厚生労働省令第百十七号）第二
條第一項の規定に基づき、日本薬局方標準品を製
造する者として次に掲げる者を登録したので、同
令第三條第一項の規定に基づき公示する。
平成十九年十月十一日

- 一 登録を受けた者の氏名又は名称及び住所 財
団法人日本公定書協会 東京都渋谷区渋谷二丁
目十二番十五号
- 二 標準品の製造を行う事業所の所在地 大阪府
大阪市中央区和泉町二丁目一番一號化粧品工業
会館ビル及び大阪府大阪市中央区平野町一丁目
三番一號三水ビル
- 三 登録をした日 平成十九年十月一日

- 十七 株式会社リーフ 富山県南砺市金戸二百六十八番地の一 平成十四年七月
- 十八 志摩の國漁業協同組合 三重県志摩市志摩町和具千八百九十六番地の五十三 平成十四年七月
- 十九 八幡漁業協同組合 愛媛県八幡浜市千五百二十二番地十八 平成十四年七月
- 二十 八代森林組合 熊本県八代市横手町一三番地 平成十四年七月
- 二十一 北始良森林組合 鹿児島県始良郡湧水町木場百四十九番地六 平成十四年八月
- 二十二 埼玉東部農業共済組合 埼玉県行田市大字下須戸九百十三番地 平成十四年八月
- 二十三 倍明漁業協同組合 熊本県玉名市倍明町浜田九百三十番地の一 平成十四年八月
- 二十四 潮来市土地改良区 茨城県潮来市延方四千八百八十七番地 平成十四年九月
- 二十五 株式会社びつとランド 新潟県十日町市宇越越寅乙四百十六番地一 平成十四年九月
- 二十六 大谷本吉漁業協同組合 宮城県本吉郡本吉町三島十四番地の三 平成十四年十月
- 二十七 株式会社エイエイ新ふくしまライフ 福島県福島市泉字堀ノ内六番地の二 平成十四年十
月
- 二十八 秩父広域森林組合 埼玉県秩父市大字上影森八百二十五番地八 平成十四年十月
- 二十九 木曾森林組合 長野県木曾町日義四千八百九十八番地三十七 平成十四年十月
- 三十 鳥羽磯部漁業協同組合 三重県鳥羽市鳥羽四丁目二千三百六十番地十六 平成十四年十月
- 三十一 丹波さざやま農業協同組合 兵庫県篠山市大沢四百三十八番地の一 平成十四年十月
- 三十二 くば漁業協同組合 広島県大竹市玖波三丁目八番十三号 平成十四年十月
- 三十三 徳島中央森林組合 徳島県名西郡神山町神領字西上角三十九番地 平成十四年十月
- 三十四 大仙市土地改良区 秋田県大仙市大曲西根字小路十番地 平成十四年十二月
- 三十五 延岡市土地改良区 宮崎県延岡市東本小路六番地一 平成十四年十二月
- 三十六 占部土地改良区 愛知県岡崎市下青野町字本郷二十七番地 平成十五年一月
- 三十七 岡山西農業協同組合 岡山県倉敷市幸町十三番十三号 平成十五年一月
- 三十八 倉敷かさや農業協同組合 岡山県倉敷市西阿知町千四百番の五 平成十五年一月
- 三十九 たいせつ農業協同組合 北海道旭川市東鷹栖一条三丁目六百三十五番地の五十八 平成十五
年二月
- 四十 きたみらい農業協同組合 北海道北見市とん田東町六百十七番地 平成十五年二月
- 四十一 茨城みずほ農業協同組合 茨城県常陸太田市大方町千七百一十一番地 平成十五年二月
- 四十二 つくば市農業協同組合 茨城県つくば市東岡三百三十五番地 平成十五年二月
- 四十三 新潟市農業協同組合 新潟県新潟市海老ヶ瀬五百二十二番地一 平成十五年二月
- 四十四 阿賀野川土地改良区 新潟県阿賀野市学校町三番六十二号 平成十五年二月
- 四十五 庄東用水土地改良区 富山県砺波市東保九百七十八番地三 平成十五年二月
- 四十六 八頭中央森林組合 鳥取県八頭郡八頭町那家七百六十三番地十 平成十五年二月
- 四十七 旧はまた漁業協同組合 島根県浜田市元浜町二百三十一番地一 平成十五年二月
- 四十八 鹿兒島県酪農農業株式会社 鹿児島県薩摩川内市川永野町六千四百七十八番地十 平成十五
年二月
- 四十九 株式会社 J A 岩手ふるさと協同サービス 岩手県奥州市胆沢区小山字峰百十六番地 平成十
五年三月
- 五十 郡山山村農業共済組合 福島県郡山市桑野二丁目一番十五号 平成十五年三月
- 五十一 J A 会津いいで自動車・農機株式会社 福島県喜多方市岩月町喜多方字湖の下百六十六番地
の二 平成十五年三月
- 五十二 J A 会津いいで総合祭祭株式会社 福島県喜多方市豊川町高堂大字免田千七百七十五番地の
一 平成十五年三月
- 五十三 J A 会津いいで燃料サービス株式会社 福島県喜多方市豊川町米室字樋の下四千九百七十七
番地 平成十五年三月
- 五十四 越後おぢや農業協同組合 新潟県小千谷市城内四丁目一番五十五号 平成十五年三月
- 五十五 帯広市川西農業協同組合 北海道帯広市川西町西二線六十一番地の二 平成十五年四月